

平成 27 年 10 月 1 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

「長浜市まちなか居住推進事業」にかかる住宅ローン金利の優遇について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：橋本 和正）は、滋賀県長浜市の「まちなか居住推進事業」の支援を目的に、中心市街地の活性化及び定住化促進に向けた取組として、住宅ローンご利用のお客さまに金利優遇を適用いたしますので、お知らせいたします。

本件の金利優遇は、お客さまが「認定町家」を含む長浜市の助成金対象住宅を新築（購入）される場合や、「長浜町家再生バンク」に登録された空き家を購入し、リフォームされる場合に、一定の条件を満たすお客さまへ適用されるもので、金融面から地域社会の活性化をサポートしてまいります。

当行は、今後も銀行業を通じて地域社会の発展に貢献いたしますとともに、お客さまの様々なニーズにお応えできるよう、一層の商品・サービスの充実に努めてまいります。

「まちなか居住推進事業」…滋賀県長浜市が、中心市街地の活性化を目的に、中心市街地エリアで住宅を新築（購入）または空き家を改修する場合に助成金を交付する事業。「認定町家」とは、同事業において長浜まちづくり株式会社が「町家認定ガイドライン」に基づき、町家として認定した空き家。

【金利優遇の概要】

適用金利	次の 2 項目を金利優遇（お引き下げ）させていただきます。 （1）変動金利型 ローン基準金利から年 1. 9 % 優遇 ※ご融資実行時に固定金利選択型をご利用の場合は、固定金利の基準金利から年 1. 8 % 優遇が上限となります。固定金利期間終了後は変動金利型となり、ローン基準金利から年 1. 8 % 優遇が上限となります。 （2）三大疾病保障（ガン保障+脳卒中・急性心筋梗塞保障+奥様あんしんプラン+入院保障A）上乗せ金利分（最大年 0. 4 %）を優遇
適用条件	次の 4 項目をいずれも満たす方 （1）長浜市が認めた助成金対象住宅を新築（購入）し、居住される給与所得者の方、または「長浜町家再生バンク」に登録された空き家を購入しリフォーム後、居住される給与所得者の方 （2）当行の住宅ローン返済口座に給与振込をご指定いただける方 （3）当行の住宅ローン返済口座に公共料金自動振替支払口座を 2 項目以上ご指定いただける方 （4）株式会社関西クレジット・サービスの VISA カード会員またはお申込みいただける方
お使いみち	（1）長浜市が認めた助成金対象住宅の新築（購入）資金 （2）「長浜町家再生バンク」に登録された空き家の購入・リフォーム資金
お申込開始日	平成 27 年 10 月 1 日（木）

※ 商品内容については、当行の住宅ローンに準じております。詳細については、当行のホームページをご確認ください。

以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行

